

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年2月21日
(平成30年1月受付分)

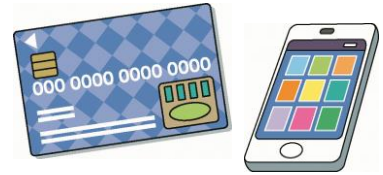


平成30年1月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、1件でした。今回は(独)国民生活センターの注目テーマを情報提供します。

◆子どものオンラインゲームのトラブルにご注意ください！

事例：

カード会社から届いた利用代金明細書で、身に覚えがない約8,000円の請求があった。カード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料金で、翌月請求分も、約11万円あると言われた。驚いて孫に聞くと、ゲームの利用について友達に教えてもらい、無断でカードを持ち出して使ったことを認めた。孫の話では、年齢を11歳にしたらゲームができないので、20歳以上の数字を入力したとのことだった。孫は「高額な請求になるとは、思わなかった」と言っているが、支払わねばならないか。(当事者：11歳)



※消費者庁イラスト集より

👍 アドバイス

- 未成年者が、親権者の同意なく行った契約については、原則取り消すことができますが、未成年者が契約締結に際して、自らを成年者であるとウソをついた場合には、その契約を取り消すことはできません。未成年者の取消権が認められるかどうかは個々の状況により異なりますので、トラブルにあった場合は、親子で消費生活センターに相談しましょう。
- トラブルにあわないために、親子でゲームについて確認し、話し合しましょう。
 - ・スマートフォンやゲーム機の機器やゲームの内容や課金の仕組みについて確認する
 - ・子どもが遊んでいるゲームが、無料なのか、有料なのか、有料ならば何が有料なのか、再確認する
 - ・大人のスマートフォンや携帯電話、大人が会員登録したIDを未成年者には利用させない
- 大人はクレジットカードの管理について、注意しましょう。
 - ・自分がどこにしまっているか、確認する
 - ・利用明細を毎月確認する
 - ・クレジットカードやその情報を登録しているサイトID等の管理には細心の注意を払う

※(独)国民生活センター「子どものオンラインゲームのトラブルにご注意ください！」(注目テーマ)より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

| 年齢 | 相談内容 |
|----|--|
| 19 | Q：スマホを使用中、別のサイトに飛び「登録されました」との画面が出た。連絡せよとの表示があったが、無視している。これでいいか？ A：無視してください。 |

LINE@で情報発信します！
アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[その他]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)